

山梨県公報

号外第八十八号

平成二十五年

十二月二十四日

火曜日

目次

条 例

- 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………一
○山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第五十八号)(福祉保健総務課)

- 1 国の制度改正に伴い、修学資金の貸与を受けた者が貸付金の償還を怠った場合の延滞利息の割合(年十四・五パーセント)は、当分の間、特例基準割合(日本銀行が公表する前々年の十月から前年の九月までの間における国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の平均に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年七・三パーセントを加算した割合(年十四・五パーセントを上限とする。)とすることとした。

- 2 この条例は、平成二十六年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例(条例第五十九号)(福祉保健総務課)

- 1 施設の老朽化等に鑑み、県立総合福祉センターかえで荘を廃止することとした。
2 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十八号

山梨県公報号外 第八十八号 平成二十五年十二月二十四日

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

(延滞利息の割合の特例)

- 2 当分の間、第十二条に規定する割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

- 3 前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに付した貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を十二で除して計算した割合(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として各年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例附則第二項及び第三項の規定は、延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十九号

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番